

お客様各位

新型コロナウイルス感染症に起因する 各種融資条件に係る「特例措置」終了のお知らせ

平素は、当組合に対し、格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当組合では令和 2 年 4 月より新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様に対し、融資手数料免除等の特例措置を継続させていただきましたが、当感染症も 5 類に移行したことなどから、下記の各種融資条件に係る特例措置を令和 6 年 9 月 30 日(月)を以って、終了とさせていただきます。

今度とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、特例措置を終了とする手数料

- 新型コロナウイルス感染症に起因する条件変更手数料
- 新型コロナウイルス感染症に起因する繰上返済手数料
- 事業者サポートローン「活力」に係る条件変更、延滞債権に対する貸付条件(金利上乘せ条件)

2、特例措置終了日

令和 6 年 9 月 30 日(月)

以 上

詳しくは、営業店窓口までお問い合わせください。